

# 自動車重量税について

# 自動車重量税(国税)の概要

創設時期

昭和46年

課税主体

国

課税客体

① 新規検査若しくは予備検査による自動車検査証の交付又は継続検査、臨時検査、分解整備検査若しくは構造等変更検査による自動車検査証の返付を受ける自動車

② 車両番号の指定を受ける軽自動車

納税義務者

上記の自動車検査証の交付又は返付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者

税率

・以下の表は、次世代型自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車等)及び平成27年度燃費基準等達成車、経年車(13年超)以外の自動車に対する税率。  
 ・次世代型自動車及び平成27年度燃費基準等達成車については本則税率、経年車については、13年超は5,000円/0.5t・年、18年超は6,300円/0.5t・年の税率が適用される。

(単位：円)

区 分			自家用自動車			営業用自動車		
			車 検 有 効 期 間			車 検 有 効 期 間		
			1年	2年	3年	1年	2年	3年
検査自動車	乗用自動車	車両重量0.5tごと	4,100	8,200	12,300	2,600	—	—
	バス	車両総重量1tごと	4,100	—	—	2,600	—	—
	トラック(車両総重量2.5t超)	〃	4,100	8,200	—	2,600	5,200	—
	トラック(車両総重量2.5t以下)	〃	3,300	6,600	—	2,600	5,200	—
	特種用途自動車	〃	4,100	8,200	—	2,600	5,200	—
	小型二輪	一両につき	1,900	3,800	5,700	1,500	3,000	4,500
	軽自動車	〃	3,300	6,600	9,900	2,600	5,200	—
届出軽自動車	軽二輪	一両につき	4,900			4,100		
	その他	〃	9,900			7,800		

※臨時検査については上記税率の2分の1の税率

納付方法

時 期：車検時(自動車の種類に応じて1～3年ごと)

方 法：自動車重量税印紙納付(臨時検査等にあつては現金納付)

納税地：車検証の交付等の事務をつかさどる運輸支局等

性 格

権利創設税(車検等によって初めて自動車の運行が可能になるという法的地位に着目)

税 収

6,509億円(平成25年度予算額)

(うち国税分3,860億円、譲与税分2,649億円)

割合：2/3は国、1/3を市町村へ譲与(自動車重量譲与税)

※平成22年度以降は、当分の間、国：593/1000、市町村：407/1000

その他

自動車リサイクル法により適正に解体された自動車について、自動車検査証の残存期間に相当する自動車重量税を還付。公害健康被害の補償等に関する法律の規定により、国の一般財源分の一部が公害補償対策に充当されている。

## 自動車重量譲与税の概要

1 創設年度	昭和46年度
2 譲与総額	自動車重量税収入額の407/1000（当分の間）
3 譲与団体	全市町村（特別区含む）
4 譲与基準	1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積
5 使途	条件・制限無し（平成20年度までは道路に関する費用）
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	2,696億円（H25年度地方財政計画額）

（参考）自動車重量税の概要

1 課税物件	検査自動車等
2 納税義務者	自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者
3 課税標準	検査自動車及び届出自動車の数量
4 税率	自動車により異なる（例：自家用乗用自動車(2年) 8,200円/0.5t）
5 税収	6,509億円（H25年度予算額）